

竹教委教第297号  
令和5年5月12日

保護者各位

竹富町教育委員会  
教育長 佐事 安弘  
(公印省略)

## 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の学校の対応について（通知）

平素より、各園・各学校における新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

みだしのことについて、令和5年4月28日付け教保第171号沖縄県教育委員会教育長より「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策」について通知がありました。

つきましては、本町各園・各学校での対応を下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いします。

### 記

#### 1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

(1)新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、

- ・家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握(毎日の体温チェックや学校への提出は不要)
- ・適切な換気の確保
- ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが、引き続き重要である一方、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はありません。

これまでも示しているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となります。また、学校給食の場面においては「黙食」は必要ありません。

(2)地域や学校において感染が流行している場合などは、活動場面に応じて、

- ・「近距離」「対面」「大声」での発生や会話を控えること
  - ・児童生徒間に触れ合わない程度の身体的な距離を確保すること
- 等の措置を一時的に講じることが考えられます。

#### 2 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて機動的に構すべき措置について

(1)児童生徒の感染が判明した場合には、学校保健安全法に基づく出席停止の措置を講じます。その際、児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に遅れが生じることがないように、必要な配慮を行います。

(2)新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後5日間を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。

(3)濃厚接触者の取り扱いについて

同居家族等が感染した場合であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はないこととする。

※ 上記の対応は、令和5年5月12日時点のものであり、今後の状況や国の県の方針等において、変更の可能性もある旨をご承知おきください。また、地域や学校において感染が流行している場合などには、一時的に対策を講じる事が考えられます。